

仕 様 書

自動体外式除細動器（AED）の仕様については、次のとおりとする。

1 業務名 下関市中央消防署ほか自動体外式除細動器（AED）貸貸借業務

2 設置する場所及び台数

番号	住 所	署 所 名	台数
1	下関市岬之町17番1号	中央消防署	1
2	下関市長府八幡町1番14号	東消防署	1
3	下関市小月茶屋二丁目3番5号	東消防署小月出張所	1
4	下関市彦島本村町六丁目1番2号	西消防署	1
5	下関市綾羅木新町四丁目3番12号	北消防署	1
6	下関市秋根西町一丁目5番10号	北消防署勝山出張所	1
7	下関市豊浦町大字吉永1875番地	豊浦西消防署	1
8	下関市豊北町大字滝部3140番地の1	豊浦西消防署豊北出張所	1
9	下関市豊田町大字殿敷1886番地の3	豊浦東消防署	1
10	下関市菊川町大字上岡枝772番地の2	豊浦東消防署菊川出張所	1

3 機器の仕様等

(1) 納入時、ガイドライン 2020、又はガイドライン 2025 に準拠したAED

(2) 性能・機能等

ア 本体（バッテリー・電極パッド含む）の重量は4kg以下であること。

イ 操作手順等を日本語で音声案内すること。

ウ 電極パッドを貼ると、除細動が必要な心電図を自動で解析すること。

エ バッテリー容量、電極パッド、内部回路を自動でチェックすること。

オ 出力波形は、二相性（バイフェージック）であること。

カ 除細動エネルギー充電時間が10秒以内であること。

(3) 1台につき、電極パッド2組（2枚1組）、キャリングケース、未就学児用パッド1組（2枚1組）、AED設置表示ステッカーを付属すること。

※ 電極パッドが小学生～大人・未就学児兼用の場合は、未就学児用パッドは不要。

(4) レスキュー時のデータをPCで管理するためのソフトウェアを設置場所（各消防署所）に納入すること。

(5) バッテリーは納入から5年間使用可能（未使用時）であるか、又は貸貸借期間中（5年間）は、バッテリー交換時期（未使用時で各メーカーの仕様による）に貸付人の責任において交換すること（貸貸借料に含む）。

- (6) バッテリーは新品時に連続150回以上の除細動が可能な容量であること。
- (7) 電極パッドの年間平均使用量は、10台で約40枚（1台あたり4枚）。
- (8) 使用時のデータを本体内部に保存し、PCでも管理できること。
- (9) 機器の故障時等（保守を含む）には、速やかに技術員を派遣して正常な状態に回復させるか、代替え機を準備すること。また、点検、調整及び修理結果については、発注者に結果報告を行うこと。
- (10) 機器の納品及び返還に係る費用は賃貸借料に含むこと。

4 契約期間 契約締結日から令和13年12月31日まで

5 下関市暴力団排除条例による措置
別紙2「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおり

6 納 期 令和8年12月28日（月）まで

7 納 品 場 所 下関市消防局警防課